

放送大学学生の懲戒に関する規則

平成22年10月13日

放送大学規則第3号

改正 平成25年3月13日

平成26年2月19日

平成27年3月11日

(目的)

第1条 この規則は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第46条及び放送大学大学院学則（平成22年放送大学規則第4号）第41条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

(懲戒)

第2条 学生の懲戒は、処分書を交付し、かつ、学内に公示して行うものとし、その種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 訓告 注意を与え、将来を戒めること。
- 二 停学 期間を定め、又は定めないで、学生としての権利を停止すること。
- 三 退学 学生としての身分を失わしめること。

2 懲戒処分を受けた者の再入学に関する事項は、学長が別に定める。

(懲戒該当行為の報告等)

第3条 学習センター所長は、所属学生について懲戒に該当する行為があったと考えられるときは、直ちにその事実関係につき学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたとき、又は他の事由により、学生について懲戒に該当する行為が認められる場合は、直ちに教職員をして事実関係を調査、確認せしめ、相当の理由があると認めたときは、当該学生の懲戒を教授会に発議する。

3 第1項の報告によらずに、学生について懲戒に該当する行為が認められる場合には、学長は、その内容等について、速やかに当該学生の所属する学習センター所長に通知するものとする。

4 懲戒に関する事実関係の調査にあたっては、当該学生は、事情の聴取を受け、弁明する機会を与えられるものとする。ただし、当該学生が正当な理由がなく事情聴取に応ぜず、弁明しないときは、その権利を放棄したものとみなす。

(決定)

第4条 学長は、教授会の議に基づき、当該学生の懲戒を決定する。

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規則は、平成25年3月13日から施行する。

附 則（平成26年2月19日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日）

この規則は、平成27年3月16日から施行する。